

# (新規・更新)指定給水装置工事事業者申請書一覧

業者名: \_\_\_\_\_

- ① 事業所ごとに給水装置工事主任技術者の1名以上の選任が必要です。
- ② 申請者が「法人」か「個人」かに応じて、表中の○印の書類が必要です。  
提出書類がそろっているか提出前に必ず確認の上、提出書類と一緒にこの一覧も提出してください。
- ③ 提出後に見付かった提出書類の不備等については、再度来庁いただき対応をお願いします。  
不備等の対応に時間を要した場合、指定日が当初、想定していた日より遅くなる可能性があります。
- ④ 郵便での受付は実施していません。

詳しくは、豊中市上下水道局ホームページの記入例を参照してください。  
豊中市上下水道局ホーム/事業者の皆さんへ/指定工事事業者/指定給水装置工事事業者の指定の申請について

業者 チェック欄	上下水道局 チェック欄	提出書類	法人	個人	注記
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者申請書一覧 (本紙)	○	○	業者チェック欄に☑を入れた状態で提出してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第一)	○	○	記入例を参照してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	機械器具調書 (別表)	○	○	記入例を参照してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	誓約書 (様式第二)	○	○	記入例を参照してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	定款	○	—	最終ページに、下記の①～⑥を記載 ①日付、②「原本と相違ない」等の文言、 ③登記に記載の本店の住所、④商号、 ⑤代表者名、⑥押印(実印が望ましい)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登記事項証明書	○	—	(履歴事項全部証明書) 発行日から3ヶ月以内のもの(原本) ※コピー不可
		住民票の写し	—	○	発行日から3ヶ月以内のもの(原本) ※コピー不可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定給水装置工事事業者指定時確認書	○	○	記入例を参照してください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	給水装置工事主任技術者選任・解任 届出書 (様式第三)	○	○	記入例を参照してください。 ※新規のみ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	給水装置工事主任技術者免状の写し 又は給水装置工事主任技術者証の写し	○	○	

参考(指定に伴う費用)

指定給水装置工事事業者指定手数料 新規:金10,000円, 更新:金9,000円

※各種指定手数料は、申請日の当日に納付していただきます。

※証書交付手数料は、指定手数料に含まれています。

※上下水道局記入欄※

指定予定日	説明会実施日
/	/

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第三)は、水道法施行規則第21条第1項の規定より「指定を受けた日から2週間以内」に指定給水装置工事事業者から提出されるものですが、提出忘れ等を防ぐため、本市では指定の新規申請と併せて提出をお願いしています。

連絡先:豊中市上下水道局 経営部 お客さまセンター 給排水サービス課 電話:06-6858-2961